

西海市浄化槽設置整備事業の流れ（設置届提出から補助金交付まで）

1. 浄化槽設置届（申請者→西彼保健所）

- ・設置届提出前に放流先の確認等の必要な事前協議を済ませてください。
- ・実情に添った人員算定を行ってください。

2. 補助金交付申請書（申請者→西海市）

- ・西彼保健所で設置届受付後に申請書を提出してください。

例) 設置届受付 5月10日→申請書受付 5月21日

添付書類

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書一式の写し、または建築確認通知書の写し
- (2) 予定図面（浄化槽、間取り、配管、ます、トラップ、通気管、ブロワ、放流先を明記）
- (3) 設置場所の案内図
- (4) 浄化槽工事に係る見積書の写し（内訳の分かるもの）
撤去費・宅内配管工事費の補助を受ける場合、その内訳を明確に記載すること
- (5) 未納がない証明（納税証明書） ※証明日は申請日から3ヶ月以内
- (6) 登録浄化槽管理票C票及び登録証
- (7) 転居を伴う場合、転居誓約書

※一式表記は行わないこと

※変更

転居を伴う場合は新築も含め提出が必要です
実績報告までに住所変更が必要となります

3. 補助金交付決定通知書（西海市→申請者）

- ・補助金交付申請書の審査後、交付決定の通知書を送付します。

4. 変更承認申請書（申請者→西海市）

- ・申請内容変更、補助事業中止、補助事業廃止する場合、事業完了予定日の10日前までに提出してください。

例) 完了予定日 6月30日→提出 6月20日まで

5. 事業完成届（申請者→西海市）

- ・工事完成後、完了予定日以内に提出してください。
- ・住所変更がある場合で提出日までに住所変更している場合は変更後の住所を記入してください。
- ・事業完成届にある「5 工期」は申請時の予定年月日を、また「6 完成年月日」は事業完成届の提出日を記入してください。

添付書類

追加メニュー分が増えています

- (1) チェックリスト・施工及び完成写真
- (2) 完成図面（浄化槽、間取り、配管、ます、トラップ、通気管、ブロワ、放流先を明記）

6. 完成検査（西海市・申請者・工事施工者）

- ・事業完成届の提出日から14日以内に、申請者・工事施工者の立会いの上、事業の完成を確認するための検査を行います。

※変更

実績報告は住所変更後の提出をお願いします

住所変更後の住民票が必要となります

7. 実績報告書（申請者→西海市）

- ・住所変更がある場合は、住所変更後に提出をお願いします。
- ・実績報告書にある「2 事業完了年月日」は、事業完成届の提出日を記入してください。

添付書類

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

~~(2) 浄化槽法定検査依頼書の写し~~

(3) 浄化槽保守点検記録表（使用前点検）の写し

(4) 浄化槽工事に係る請求書、または領収書の写し（内訳の分かるもの）

(5) 住所変更がある場合、住所変更後の住民票

(6) 単独処理浄化槽を撤去して浄化槽を設置した場合、廃止届出書の写し

※追加 撤去の場合必要な書類

8. 補助金交付額確定通知書（西海市→申請者）

- ・実績報告書の審査後、交付額確定の通知書を送付します。

9. 補助金交付請求書（申請者→西海市）

- ・口座の種類や口座名義人など、申請者名義の口座情報を正確に記入してください。

10. 補助金交付（西海市→申請者）

- ・手続き完了後、指定口座に振込みます。